

八十周年

ありがとう。これからも一緒に。



太田市共同募金委員会 地域配分の申請受付が始まります

共同募金は、地域に暮らす私たちの参加と協働の力で、「困りごとを放っておかない・だれも孤立しない・つながりのある地域」を目指しています。お預かりした募金は、地域配分として地域福祉に利用されます。

太田市共同募金委員会では、地域配分を希望する団体を募集します。

申請期間

令和8年8月 3日（月） ～
8月31日（月）締切（郵送不可）

提出先

太田市共同募金委員会
（太田市社会福祉協議会内）
太田市飯塚町1549



地域配分は、行政からの委託事業や介護保険事業は対象外です。配分申請の際には、必ず「申請の手引き」をお読み下さい。なお、申請後にヒアリング調査や必要に応じて現地調査を行います。

問い合わせ

太田市共同募金委員会（太田市社会福祉協議会内）
〒373-0817 太田市飯塚町 1549
TEL 0276-46-6208
HP <https://otashakyo.jp/business/fund-raising/>



地域配分一覧

備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するために必要な備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ② 太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】30万円
(配分率75%以下)

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ② 太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】20万円
(配分率75%以下)

【事業数】上限額範囲内で3事業まで申請可能

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

太田市域内で活動する任意団体
※太田市社会福祉協議会からの助成金を受けている団体は除きます。

【配分上限額】3万円

赤い羽根文庫購入配分

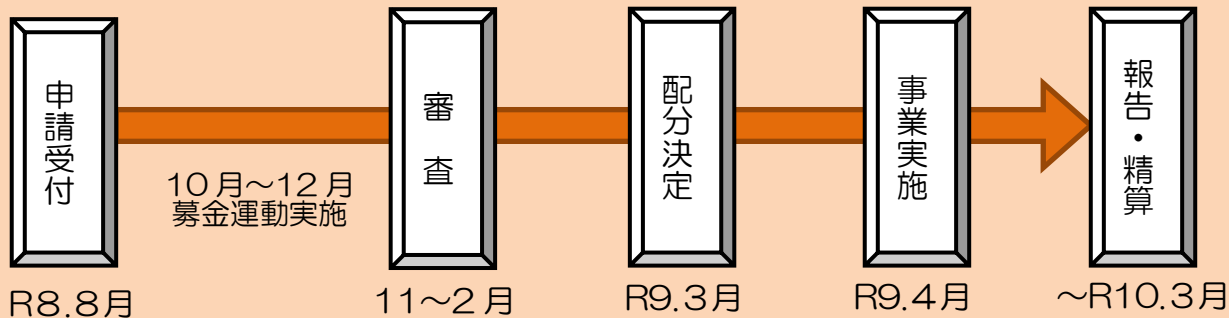
園児・児童のための図書の購入を目的とした配分

【申請できるのは…】

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体、太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】15万円(配分率90%以下)

申請から配分まで(事業実施は申請年度の翌年度です。)



★ 申請書のダウンロードは

太田市社協

で

検索

または、2次元コードから

